

令和6年7月10日

# 公 告

海上自衛隊

下総航空基地隊司令 村田 篤美

海上自衛隊下総航空基地における食堂又は売店等の設置及び経営を行う業者を下記のとおり募集します。

## 記

### 1 公募事項

#### (1) 業 種

食堂又は売店等の設置及び経営

#### (2) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

#### (3) 設置場所

千葉県柏市藤ヶ谷無番地

海上自衛隊下総航空基地 厚生センター内

#### (4) 使用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(ただし、必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。)

### 2 公募期間

令和6年7月10日(水)から令和6年7月24日(水)までの間

### 3 募集要領等の配布

#### (1) 期 間

令和6年7月10日(水)午前8時から令和6年7月24日(水)午後4時までの間。

#### (2) 場 所

海上自衛隊下総航空基地隊厚生隊(担当職員:永田)

TEL:04-7191-2321(内線2312)

FAX:04-7192-3990

### 4 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。

(2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有すること。

(5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び第6号から第9号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (12) 募集要領の全記載事項を遵守できること。
- (13) 公募説明会に参加すること。

## 5 その他

細部の内容は、募集要領による。